

雲南市事業継続特別給付金 Q & A

	分類	質問	回答
1	要件	給付金の支給対象者は？	雲南市内に事業所を有する中小企業者で売上等支給要件等を満たす事業者の皆様です。
2	要件	支給要件とは？	支給の要件は以下のとおりです。 ①「島根県飲食店等事業継続特別給付金」の要件に該当（受給した） ②「島根県中小企業等事業継続特別給付金」の要件に該当（受給した） ③「島根県中小企業等事業継続特別給付金」の同じ要件で売上等要件の減少率が20%以上30%未満減少していること 他、今後とも事業を継続する意思のあること
3	要件	市内に事業所を有するとは？ 本社が市内にないといけないのか？ 市外で事業を行っていても対象となるか？	本社に限らず、事業を実施している支店、営業所、店舗等が市内にあれば対象となります。ただし、申請時に事業実施の実態が確認できなければ対象外です。また、倉庫、車庫のみで事業実施の実態がない場合も対象外となります。個人事業者であって、市内に個人の住所をお持ちで、市外で事業を行っている場合は対象となりますが、雲南市以外の県内市町で島根県の給付金と同要件での給付金を受けた場合はその給付金を控除した額を給付させていただきます。
4	要件	家賃・借地利加算の対象は？	市内の土地、建物等を借用している場合が対象です。 個人事業者で市外で賃貸して事業を行っている場合は対象外となります。
5	要件	創業間もなく前年、前々年との比較ができない場合は？	県の制度でも創業者の特例がありますので、それを適用して比較していただくことが可能です。
6	申請方法	申請書や請求書等はどこで入手するのか？	市のホームページでも公開しております。 市役所本庁舎、雲南市商工会にも置いております。 各総合センターにも置いておりますが、記入の仕方等は商工振興課（0854-40-1052）までお問い合わせください。
7	申請方法	申請に必要な書類はどのようなものがありますか？	1. 申請書 【「2 支給要件とは？」の①または②の要件で申請する場合】 2. 「島根県飲食店等事業継続特別給付金」又は「島根県中小企業等事業継続特別給付金」の給付決定書の写し 【「2 支給要件とは？」の③の要件で申請する場合】 3. 令和2年12月から令和3年10月までの全月の月別の売上が確認できる書類（売上台帳等の写し、売上高等確認資料） 【共通】 4. 比較対象の前年もしくは前々年の月別で年間の売上が確認できる書類（申告書、売上台帳等の写し） 5. 店舗、事業所の市内での所在が分かる書類（事業許可書、事業者のパンフ、履歴事項全部証明書等の写し） 6. 家賃、借地利加算を申請する場合は家賃、借地利加算が確認できる書類（契約書、領収書、振込用紙等支払いがわかる書類） 7. 振込口座の通帳の写し
8	申請方法	申請期間はいつまでですか？	令和4年2月28日までです。

※このQ & Aは順次追加し、市のホームページへ掲載します。

島根県の「島根県飲食店等事業継続特別給付金」「島根県中小企業等事業継続特別給付金」については特設ページにてご確認ください。

島根県給付金特設ページ <https://www.shimane-kyuufu.jp/>

「島根県飲食店等事業継続特別給付金」コールセンター0120-168-025

「島根県中小企業等事業継続特別給付金」コールセンター0120-643-026

雲南市事業継続特別給付金のお問合せ先

雲南市役所商工振興課 TEL 0854-40-1052

mail shoukoushinkou@city.unnan.shimane.jp

市の給付金ページ <https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/sangyou/syoukou/kigyou/kyuufu2.html>



市の給付金ページはこちら↑